

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

積載物が歩道橋に衝突した事故の発生について (注意喚起)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年8月4日(火)に中古車4台を積載したキャリアカーが国道58号線を那覇から嘉手納向けに走行中、北谷町砂辺の歩道橋に衝突する事故が発生しました。

現場道路は高さ指定道路(4.1m)でしたが、積載された車両の高さは歩道橋の高さ約4.65mを超えているものでした。

今回の事故につきましては幸いにも人身事故はありませんでしたが、歩道橋が崩れていれば甚大な被害を及ぼしていたと思われ、運送業界の社会的信頼の失墜につながりかねません。

つきましては、安全運行の使命を担う運送事業者として更なる法令遵守と下記事項について運転者等に対して周知・徹底していただきますようお願いいたします。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 積載物の高さを認識し積載計画を立て、最終的な高さをしっかり把握すること。
- (2) 高重心の貨物を積載時には、通常より重心が高くなることから横転する危険性が高くなるので、ブレーキ・ハンドル操作を行う際には、特性を認識した運転が必要であると理解させること。
- (3) 道路法で定める幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度を超える車の通行禁止、または最高限度を超過する車両の通行許可条件の制限等の違反防止について下記資料等を用いて理解させること。
- (4) 運行前には通行経路の情報を事前に確認し、運転者に周知すること。

※参考資料

- ・「国土交通省 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

- ・「国土交通省 特殊車両通行ハンドブック 2019」

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000765988.pdf

以上

<お問い合わせ先>

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL:098-863-0280